

阿久比町における空家等の対策に関する協定書

阿久比町（以下「甲」という。）と愛知県司法書士会（以下「乙」という。）は、阿久比町内における空家等の対策を総合的かつ計画的に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙とが相互に連携及び協力をし、阿久比町内の空家等が管理不全な状態とならないよう空家等の対策を進めることにより、良好な生活環境の保全及び安全安心なまちづくりの推進に寄与するとともに、空家等の活用を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 阿久比町内に所在する建築物及びこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないもの及びその敷地をいう。
- (2) 管理不全な状態 次に掲げるいずれかの状態をいう。
 - ア 老朽化又は台風等の自然災害により、倒壊し、又は建築材料が飛散し、人の生命又は身体若しくは財産に被害を及ぼすおそれのある状態
 - イ 不特定多数の者が容易に侵入することができ、火災又は犯罪を誘発するおそれのある状態
 - ウ 樹木又は雑草の繁茂若しくは害虫等の発生により、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれのある状態
- (3) 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。

（協定事項）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 所有者等から空家等の相続登記、財産管理等の相談を受けた場合の乙の紹介
- (2) 空家等の相談窓口の設置及び総合的な相談会の開催
- (3) 乙が行う空家等に関する業務の広報
- (4) 空家等及び所有者等に関する情報の乙への提供（本人の承諾を得た場合に限る。）

2 乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 空家等の相続登記、財産管理等に関する相談
- (2) 甲が主催又は共催する所有者等に対する空家等に関する相談会への会員の派遣
- (3) 甲が作成したパンフレット等の配布による空家等の適正な管理に向けた啓発
- (4) 空家等及び所有者等に関する情報の甲への提供（本人の承諾を得た場合に限る。）

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、前条に掲げる事項に取り組むにあたり、業務上知り得た個人情報については、この協定の期間中はもとより、この協定の終了後も第三者に対して開示し、又は漏えいしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、事前に所有者等の承諾を得た場合又は法令に基づき開示を求められた場合については、この限りではない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から別段の意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から更に有効期間を1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 2年11月20日

甲 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地

阿久比町

代表者 阿久比町長

竹内 啓二

乙 愛知県名古屋市中区新尾頭一丁目12番3号

愛知県司法書士会

会長

和田 博恭